

伊勢市公報

第380号
令和3年9月6日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市母子保護法施行細則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	7
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則	25
教育委員会規則	
○ 就学等に関する規則等の一部を改正する規則	44
訓 令	
○ 伊勢市公舎管理規程等の一部を改正する訓令	48
教育委員会訓令	
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	52
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程等の一部を改正する訓令	54
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程	58
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	61
教育委員会告示	
○ 教育長の職務代理について	62
○ 教育長職務代理者が行う職務の委任について	63
選挙管理委員会告示	
○ 開票の日時及び場所について	64
○ 伊勢市公職選挙執行規程等の一部を改正する告示	65
○ ポスター掲示場の設置について	98
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	115
○ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	116
○ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	117
○ 投票所の設置について	118
○ 期日前投票所の設置について	121
○ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	122
○ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	133
○ 期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について	135
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	140
○ 伊勢市私道内公共下水道設置要綱等の一部を改正する告示	141

公 告

- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 144
- 犬の抑留について 145

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 43 号

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 号中「314 条の 8」を「第 314 条の 8」に、「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表備考第 9 号及び第 10 号を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

養育医療給付申請書						
対 象 児	フリガナ 氏 名		性別		生年 月日	年 月 日
	個人番号					
	居 住 地	伊勢市				
	現 在 地					
保 護 者	氏 名		対象児との 続 柄		職 業	
	個人番号					
	居 住 地					
被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号			保 険 者 の 名 称			
			保 険 者 番 号			
希 望 す る 指 定 養 育 医 療 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地						
備 考						
<p>養育医療意見書及び世帯調書を添えて上記のとおり養育医療給付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟ 対象児との続柄 電話番号（携帯等）</p> <p style="text-align: center;">（宛先）伊勢市長</p>						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 44 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第45号

伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

※受付年月日	※受付番号	※受付

伊勢市営住宅入居申込書

※一般 裁量 生活保護

現住所	ふりがな
連絡先	申込者氏名
	生年月日
	年 月 日生

申 込 者 世 帯	ふりがな氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業・勤務先	※ 控除対象 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障	※入居資格判定		
		本人	・ 生 (歳)	TEL() —		区 別	要 件	
			・ 生 (歳)	TEL() —		入居資格	在住	在勤
			・ 生 (歳)	TEL() —		年 収 額	円	
			・ 生 (歳)	TEL() —		年 所 得 額	円	
		・ 生 (歳)	TEL() —		年 控 除 額	円		
		・ 生 (歳)	TEL() —		控除後金額	円		
		・ 生 (歳)	TEL() —		収入基準額	円		
		・ 生 (歳)	TEL() —		控除金額内訳	人数	金額	
		・ 生 (歳)	TEL() —			給与所得等	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			同居親族	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			別居親族	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			特定扶養	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			老人扶養	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			寡 婦	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —			ひとり親	人	円
		・ 生 (歳)	TEL() —		一般障害	人	円	
		・ 生 (歳)	TEL() —		特別障害	人	円	
		・ 生 (歳)	TEL() —		合 計	人	円	

1 現在入居している住居の状況(該当事項に○印を付け、空欄に記入してください。)

住宅の種類	規模構造	室数及び畳数	家 賃
① 自家	木造	畳 室	円
② 借家		畳 室	
③ 間借	鉄筋	畳 室	
④ 同居		畳 室	
⑤ その他	鉄骨	畳 室	

2 申込み理由 (該当事項に○印を付け、その内容を記入してください。)

①家賃が高い ②せまい ③遠距離通勤 ④立退要求 ⑤世帯分離 ⑥婚約しているが住宅がない ⑦その他	内 容 (困っている理由を具体的に記入してください。)
---	-----------------------------

3 希望される団地名を記入してください。

◇希望団地名 () 団地)

◇部屋数について ()

申込者の現住所の見取り図

北 ↑

上記のとおり相違ありませんので、市営住宅に入居申込みをいたします。なお、調査の結果、申込資格に該当しないとき、申込書及び添付書類に偽りがあるとき、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けてもなんら異議のないことを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

年 月 日
(宛先) 伊勢市長

申込者 (印)

- 注意事項
- 1 インク又はボールペンで太枠の欄に明確に記入してください。
 - 2 実態調査の結果、この申込書及び添付書類の記載に偽りがある場合、当選しても入居することができません。
 - 3 申込みには、申込み本人又は本人の事情を十分に説明できる方がお越しく下さい。
 - 4 ※印には記入しないでください。

様式第7号を次のように改める。

市営住宅入居者収入申告書兼調査同意書

住 宅 名	市営住宅	団地	号室
入居名義人氏名	印		
電 話 番 号			

伊勢市営住宅管理条例第15条第1項の規定により、私及び同居者の所得を申告します。また、家賃算定に当たり、所得情報等の調査を行うことに同意します。

区分	続柄	(ふりがな) 氏 名	生年月日	勤務先	年間収入額	調査に 同意します。
A	本人		年 月 日生	電話	円	印
B			年 月 日生	電話	円	印
C			年 月 日生	電話	円	印
D			年 月 日生	電話	円	印
E			年 月 日生	電話	円	印
F			年 月 日生	電話	円	印

※この枠内には、記入しないでください。

	区分	年間収入額	年間所得額
世帯総収入額	A	円	円
	B	円	円
	C	円	円
	D	円	円
	E	円	円
	F	円	円
	計	円	a 円

<input type="radio"/> 家賃月額	円
<input type="radio"/> 親族数 人 × 円 =	円…①
(含別居扶養)	
<input type="radio"/> 特別控除額	円…②
(内訳)	
給与所得等を有する者	人 円
老人扶養	人 円 特定扶養 人 円
特別障害	人 円 一般障害 人 円
寡 婦	人 円 ひとり親 人 円
計(①+②)	円…b

◎収入月額 = (a - b) × 1 / 12 = _____ 円

備 考 欄	
-------	--

1 給与支給証明欄

(年1月2日から 年7月1日までに就職又は転職をされた方)

氏 名	生 年 月 日	採 用 年 月 日
	年 月 日生	年 月 日

給 与 等	区分	年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
	本給	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	合計													

※ 上記の欄には、 年1月2日から 年7月1日までの間で、採用があった月から 年6月までの給与支給分を区分別（本給、賞与、諸手当等）に記入すること。

この者は、当所に勤務し、上記のとおり給与等を支給したことを証明する。

年 月 日

所 在 地

勤務先名称

代表者氏名



電 話 番 号

2 退職証明欄

(年1月1日から 年7月1日までに退職をされて再就職されていない方)

氏 名	生 年 月 日	退 職 年 月 日
	年 月 日生	年 月 日

この者は、 年 月 日付けで当社を退職したことを証明する。

年 月 日

所 在 地

勤務先名称

代表者氏名



電 話 番 号

（伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正）

第 2 条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
（平成17年伊勢市規則第141号）の一部を次のように改正する。
様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

(表)
特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

								受付年月日
								年 月 日
(宛先) 伊勢市長 次のとおり特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。 なお、申込書に虚偽の記載があるとき、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、無効とされても異議を申し立てません。また、入居資格審査を行うに当たり、入居申請者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。								申込番号
現住所 () ふりがな 氏名 電話連絡先 自宅						入居希望団地名	抽選結果 (補欠順位)	
勤務先								
同居親族 (同居予定を含む。)	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業・勤務先	勤務先の電話番号	過去1年間の収入
	本人			・ ・ ・				
				・ ・ ・				
				・ ・ ・				
				・ ・ ・				
別居扶養親族				・ ・ ・				所得計①
				・ ・ ・				

控 除 額 の 計 算	控除の種類	控除額(円/人)	該当者数(人)	控除金額(円)
	給与所得等控除			
	扶養(同居)控除			
	扶養(遠隔地)控除			
	特定扶養控除			
	老人扶養控除			
	障害者控除			
	特別障害者控除			
	寡婦控除			
	ひとり親控除			
	控除額合計②			
世帯収入認定額=(①-②)÷12月 計算式			収入認定額	

所得の区分	ア	円以下	イ	円～	円以下	ウ	円～	円以下
-------	---	-----	---	----	-----	---	----	-----

(裏)

申込みの理由 (該当事項に○印を付けるとともに、右欄にも所要事項を記載してください。)	
1 住宅以外の場所に居住している。	倉庫、事務所、納屋、その他 ()
2 保安上危険又は衛生上好ましくない住居に居住している。	老朽住宅、仮設住宅、その他 ()
3 他の世帯と同居していて生活上著しく不便である。 現在の住宅の規模、間どり等世帯員の関係から衛生上又は教育上不適当な居住状態にある。 〔借家・間借・下宿・寮 その他()〕	便所：(専 共)用 水道：(専 共)用 住宅の出入口：(専 共)用 部屋数：計 室、 畳数：計 畳 炊事場：(専 共)用 風呂：(専 共)用
4 同居しようとする親族があるが、分散して生活している。(事実上婚姻関係にあるものも含む。)	別居親族とその別居先
5 正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。	立ち退き期限 年 月 日まで 都市計画、区画整理、家主の使用等 その他()
6 勤務先から著しく遠隔地に居住している、又は転勤する。	通勤時間 片道 分 (交通手段) 転勤予定日 年 月 日
7 毎月の収入に比較して家賃負担が過重である。	家賃 円 権利金等 円
8 結婚予定であるが住宅がない。 婚約の日 年 月 日	挙式予定 年 月 日 同居予定 年 月 日

9 その他の特殊事情（簡略に記載してください。）

現在の住宅の状況をお聞かせください。
 （該当事項に○印を付け、又は所要事項を記入してください。）

問1 住宅の種類	ア	民間借家(1戸建、長屋建、アパート)				
	イ	公営住宅(県、市町村、公団、公社、雇用促進等)				
	ウ	社宅・官舎				
	エ	親族の家に同居				
	オ	その他()				
問2 住宅の構造	ア	木造	イ	鉄筋コンクリート	ウ	その他()
問3 住宅の間取り、畳数	ア	DK	室	畳		
	イ	LDK	室	畳		
	ウ	和室	室	畳、洋室	室	畳
問4 1箇月の家賃の額				円		
問5 家賃の支払状況		未納が	ある	ない		
問6 国、県、市町村税の支払状況		未納が	ある	ない		
自動車の保有状況	有	(自家用、営業用			計	台)、無

※ 太線内のみ記入してください。

様式第3号から様式第9号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号を次のように改める。

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

特定公共賃貸住宅 団地 号
入居者氏名 ㊟

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定に基づき、特定公共賃貸住宅の家賃の減額を申請します。

収入計算書

同居親族(同居しようとする親族を含む。)	氏名	続柄	生年月日(年齢)	職業(勤務先)	所得額	特定・老人・(特別)障害者・寡婦・ひとり親の別
		本人	・・・()			
			・・・()			
			・・・()			
			・・・()			
			・・・()			
					所得計 ①	
養別居親族扶			・・・()			
			・・・()			

控除額の計算	控除の種類	控除額(円/人)	該当者数(人)	控除金額(円)
	給与所得等控除			
	扶養(同居)控除			
	扶養(遠隔地)控除			
	特定扶養控除			
	老人扶養控除			
	障害者控除			
	特別障害者控除			
	寡婦控除			
ひとり親控除				
控除額合計 ②				
世帯収入認定額 = (① - ②) ÷ 12月				

所得の区分	ア	円以下	イ	円～	円以下	ウ	円～	円以下
-------	---	-----	---	----	-----	---	----	-----

備考 1 太線内のみ記載してください。

2 添付書類

- (1) 所得を証明する書類(本人及び同居親族のうち所得のある者全員のもの)
- (2) 住民票の写し(入居者全員及び別居扶養親族全員のもの)
- (3) 障害者・特別障害者控除を受けようとする場合は、それを証する身体障害者手帳の写し等

様式第11号から様式第14号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

※受付年月日	※受付番号	※受付

伊勢市小集落改良住宅
入居申込書

※一般 裁量 生活保護

現住所	ふりがな
連絡先	申込者氏名
	生年月日
	年 月 日生

申 込 者 世 帯	ふりがな氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業・勤務先	※ 控除対象 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障 給与等・扶養 特扶・老人 寡婦・ひとり親 一障・特障
		本人	・ 生 (歳)	TEL() —	
			・ 生 (歳)	TEL() —	
			・ 生 (歳)	TEL() —	
			・ 生 (歳)	TEL() —	

※入居資格判定		
区 別	要 件	
入居資格	在住	在勤
年 収 額	円	
年 所 得 額	円	
年 控 除 額	円	
控除後金額	円	
収入基準額	円	
控除金額内訳	人数	金額
	給与所得等	人 円
	同居親族	人 円
	別居親族	人 円
	特定扶養	人 円
	老人扶養	人 円
	寡 婦	人 円
	ひとり親	人 円
一般障害	人 円	
特別障害	人 円	
合 計	人 円	

1 現在入居している住居の状況(該当事項に○印を付け、空欄に記入してください。)

住宅の種類	規模構造	室数及び畳数	家 賃
① 自家	木造	畳 室	円
② 借家		畳 室	
③ 間借	鉄筋	畳 室	
④ 同居		畳 室	
⑤ その他	鉄骨	畳 室	

2 申込み理由(該当事項に○印を付け、その内容を記入してください。)

①家賃が高い ②せまい ③遠距離通勤 ④立退要求 ⑤世帯分離 ⑥婚約しているが住宅がない ⑦その他	内 容(困っている理由を具体的に記入してください。)
---	----------------------------

3 希望される団地名を記入してください。

◇希望団地名 (団地)

◇部屋数について ()

申込者の現住所の見取り図

北

↑

上記のとおり相違ありませんので、市営住宅に入居申込みをいたします。なお、調査の結果、申込資格に該当しないとき、申込書及び添付書類に偽りがあるとき、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けてもなんら異議のないことを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

申込者 (印)

- 注意事項
- 1 インク又はボールペンで太枠の欄に明確に記入してください。
 - 2 実態調査の結果、この申込書及び添付書類の記載に偽りがある場合、当選しても入居することができません。
 - 3 申込みには、申込み本人又は本人の事情を十分に説明できる方がお越しく下さい。
 - 4 ※印には記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和3年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第46号

伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する
規則

(伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成17年伊勢市規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第5号から様式第7号までの規定、様式第9号、様式第10号及び様式第16号中「㊟」を削る。

(伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の退職管理に関する規則(平成28年伊勢市規則第34号)の一部を次のように改正する。

参考様式中「㊟」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第22条中「、審査を申し立てようとする者が記名押印して」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中 「ふりがな」を「ふりが
氏 名.....㊟」氏

な
名.....」に、「 委任者」を「委任

者(請求者)」に、「医師の氏名 ㊟」を「医師の氏
名」に、「代表者氏名 ㊟」

を「代表者氏名」に改める。

様式第4号から様式第11号までの規定及び様式第13号から様式第16号

までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市職員の公務災害見舞金支給に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員の公務災害見舞金支給に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第6条 職員の通勤手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第7条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(伊勢市補助金等交付規則の一部改正)

第8条 伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊟」を削る。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第9条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第2号中「又は所在地、氏名又は名称」を「及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称並びに代表者の氏名及び職名）」に改め、同条中第3項及び第4項を削る。

第57条に次の2項を加える。

3 代理人が支払金を受領する場合は、代理人の領収印は、次条の委任状に使用した印鑑と同一のものでなければならない。

4 第1項ただし書及び第2項の規定は、代理人の領収印について準用する。

第58条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条後段を削る。

第94条第1項中「証明責任者が」の次に「署名し、又は」を加える。

（伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部改正）

第11条 伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則（平成29年伊勢市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

（伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部改正）

第13条 伊勢市保健福祉会館条例施行規則（平成17年伊勢市規則第56号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「※本人の自署の場合は押印不要です。」を削る。

様式第5号及び様式第11号中「㊟」を削る。

（伊勢市母子保健法施行細則の一部改正）

第15条 伊勢市母子保健法施行細則（平成25年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

（伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第16条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第13号の2から様式第13号の4までの規定及び様式第13号の10から様式第28号までの規定中「㊟」を削る。

（伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正）

第17条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

様式第8号及び様式第10号中「（注）自署でない場合は、記名押印してください。」を削る。

（伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部改正）

第18条 伊勢市延長保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第2号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号中「※自署でない場合は、記名押印してください。」を削る。

(伊勢市休日保育の実施に関する規則の一部改正)

第19条 伊勢市休日保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第3号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号中「※自署でない場合は、記名押印してください。」を削る。

(伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部改正)

第20条 伊勢市一時保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第4号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「※自署でない場合は、記名押印してください。」を削る。

(伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部改正)

第21条 伊勢市子育て支援センター条例施行規則（令和元年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部改正)

第22条 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成17年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(伊勢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第23条 伊勢市老人福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第11号、様式第13号及び様式第17号から様式第19号までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第24条 伊勢市老人福祉センター条例施行規則(平成17年伊勢市規則第72号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第25条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年伊勢市規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中 「氏名」

印を「氏名」
印」

に、「押印」を「又は記名押印」

に改める。

様式第23号中「㊤」を削り、「※5 続 柄」を「続 柄」に、「同意します。 ※6」を「同意します。

「※5 申請者氏名については、記名押印又は自筆による ※5」に、 ※6 この同意は、負担上限を超えて負担しないためな 受給者(18歳未満の場合は保護者)の氏名を御記入く 署名のいずれかとすること。

「※5
ど適正に助成を執行するための情報提供です。氏名欄には を 受
ださい。(自署又は記名押印) 」

この同意は、負担上限を超えて負担しないためなど適正に助成を執行す 給者(18歳未満の場合は保護者)の氏名を御記入ください。

るための情報提供です。氏名欄には
に改める。
」

様式第26号中 「[㊟]」
※3 及び「※3 届出者氏名については、記名押
※3 」

印又は自筆による署名のいずれかによること。」を削る。

様式第28号中「[㊟]」を削る。

(伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第26条 伊勢市知的障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第75号）
の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第13号中「[㊟]」を削る。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第27条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢
市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中 「氏 名 _____
_____」
_____ 印 「氏 名 _____
_____」
_____ 印」 _____

_____ に、「押印」を「又は記名押印」
_____」
に改める。

(伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業
者の指定等に関する規則の一部改正)

第28条 伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援
事業者の指定等に関する規則（平成24年伊勢市規則第25号）の一部を次
のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「[㊟]」を削る。

(伊勢市介護保険規則の一部改正)

第29条 伊勢市介護保険規則(平成17年伊勢市規則第83号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」及び「※提出代行者は押印してください。(その他の方は押印不要です。)」を削る。

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号及び様式第23号中「㊟(代筆者)」を「(代筆者)」に改める。

様式第23号の2中 「申請者 氏名 ㊟
(被保険者) _____

「申請者 氏名
を (被保険者) _____」

_____」に改める。

様式第24号、様式第27号、様式第30号及び様式第32号中「㊟」を削る。

様式第33号中「㊟(代筆者)」を「(代筆者)」に改める。

(伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則の一部改正)

第30条 伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則(平成18年伊勢市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部改正)

第31条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則(平成17年伊勢市規則第109号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成17

年伊勢市規則第111号)の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までの規定、様式第10号、様式第11号、様式第13号から様式第17号までの規定、様式第19号及び様式第20号中「㊟」を削る。

(伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第33条 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第114号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「氏 名 ㊟」を「氏 名
」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

(伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第34条 伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成24年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(伊勢市小俣納骨堂条例施行規則の一部改正)

第35条 伊勢市小俣納骨堂条例施行規則(平成17年伊勢市規則第115号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第2号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

(伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部改正)

第36条 伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則(平成25年伊勢市

規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第19号までの規定中「㊟」を削る。
(伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第37条 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第117号)の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。
(伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第38条 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成26年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「、本人確認」を「及び本人確認」に改め、「及び認印」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。
(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第39条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第92号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。
様式第11号中「※自書ではない場合は、押印が必要です。」を削る。
様式第12号及び様式第13号中「㊟」を削る。

(伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第40条 伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第93号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名
」に改め、同様式(注)3を次のように改める。

- 3 (資格) 氏名欄には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第1号(注)4中「資格()の欄」を「(資格)氏名欄の括弧内」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

「

(資格)	()
氏名	

を

「

(資格)	()
氏名	印

に、「氏名

印」を「氏名」に改め、同様式(注)中2及び3を次のように改める。

- 2 印鑑登録の廃止を申請する場合は、押印の必要はありません。
- 3 印鑑の亡失を届け出る場合は、(資格)氏名欄に本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第5号(注)に次のように加える。

- 4 (資格)氏名欄の括弧内には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第41条 伊勢市市民カードの交付等に関する規則(平成17年伊勢市規則第

90号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「署名・押印」を「署名」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

(伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部改正)

第42条 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則(平成27年伊勢市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第5号までの規定、様式第7号、様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

(伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則の一部改正)

第43条 伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則(平成17伊勢市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(伊勢市漁港管理条例施行規則の一部改正)

第44条 伊勢市漁港管理条例施行規則(平成17年伊勢市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第9号までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部改正)

第45条 伊勢市工場等立地促進条例施行規則(平成23年伊勢市規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第7号までの規定及び様式第9号から様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部改正)

第46条 伊勢市産業支援センター条例施行規則(平成24年伊勢市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第6号、様式第7号及び様式第10号中「㊟」を削る。

(賓日館条例施行規則の一部改正)

第47条 賓日館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(伊勢市建設工事検査規則の一部改正)

第48条 伊勢市建設工事検査規則（平成17年伊勢市規則第132号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第6号までの規定中「代表者氏名

㊟」を「代表者氏名」に改める。

様式第7号中「請負者・受注者 ㊟」を「請負者・受注者」に改める。

様式第8号中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名」に改める。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第10号中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名」に改める。

様式第16号中「㊟」を削る。

(伊勢市都市計画公聴会規則の一部改正)

第49条 伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(伊勢市景観規則の一部改正)

第50条 伊勢市景観規則（平成21年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定、様式第5号、様式第6号及び様式第7号から様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則の一部改正)

第51条 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則（平成24年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第7号までの規定、様式第9号及び様式第10号中「㊦」を削る。

(伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第52条 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第136号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部改正)

第53条 伊勢市吹上駐車場条例施行規則（平成17年伊勢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「㊦」を削る。

(伊勢市道路占用等に関する規則の一部改正)

第54条 伊勢市道路占用等に関する規則（平成17年伊勢市規則第133号）の一部を次のように改正する。

様式第10号から様式第12号までの規定中「㊦」を削る。

(伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例施行規則の一部改正)

第55条 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第134号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(伊勢市建築協定条例施行規則の一部改正)

第56条 伊勢市建築協定条例施行規則（平成17年伊勢市規則第138号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

(伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第57条 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第139号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。
(伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第58条 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則(平成24年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

様式第6号中「申請者氏名 印」を「申請者氏名
」に、「設計者氏名 印」
を「設計者氏名 」に、「連署して提出して」を
「当該建築主(築造主)の氏名又は名称を記載して」に改め、同様式
(注意)4を削る。

様式第7号中「申請者氏名 印」を「申請者氏名
」に、「設計者氏名 印」
を「設計者氏名 」に改める。

様式第8号中「及び代表者氏名 印」を「及び代表者氏
名 」に改める。

(伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第59条 伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則(平成24年伊勢市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第4号中「申請者氏名 印」を「申請者氏名

」に、「設計者氏名 印」
を「設計者氏名 ）」に、「連署して提出して」を
「当該建築主の氏名又は名称を記載して」に改め、同様式（注意）4を
削る。

様式第5号中「申請者氏名 印」を「申請者氏名
）」に、「設計者氏名 印」
を「設計者氏名 ）」に改める。

（伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部改正）
第60条 伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（平成
17年伊勢市規則第142号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第7号から様式第9号ま
での規定中「㊟」を削る。

（伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部改正）
第61条 伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成
17年伊勢市規則第143号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

（伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正）
第62条 伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）
の一部を次のように改正する。

様式第4号中「入居者 ㊟」を「入居者
）」に改める。

様式第5号、様式第8号から様式第19号までの規定及び様式第21号か
ら様式第23号までの規定中「㊟」を削る。

（伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正）
第63条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成17年伊勢市規則第141号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第6号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改める。

様式第7号及び様式第9号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第64条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年伊勢市規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「入居者 ㊟」を「入居者 ㊟」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

(伊勢市救急業務実施規則の一部改正)

第65条 伊勢市救急業務実施規則(平成17年伊勢市規則第164号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第8号中「施行者印」を「施行者」に改める。

(伊勢市救助業務実施規則の一部改正)

第66条 伊勢市救助業務実施規則(平成17年伊勢市規則第165号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(伊勢市消防団規則の一部改正)

第67条 伊勢市消防団規則(平成17年伊勢市規則第166号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第68条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年伊勢市規則第170号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「㊟」を削る。

（伊勢市火災予防条例施行規則の一部改正）

第69条 伊勢市火災予防条例施行規則（平成17年伊勢市規則第158号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第2号の3から様式第7号までの規定、様式第9号、様式第10号、様式第12号から様式第13号の3までの規定、様式第13号の6及び様式第13号の8中「㊟」を削る。

（伊勢市危険物規制規則の一部改正）

第70条 伊勢市危険物規制規則（平成17年伊勢市規則第159号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第11号、様式第16号及び様式第18号から様式第24号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

就学等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 鍋 島 健 二

伊勢市教育委員会規則第11号

就学等に関する規則等の一部を改正する規則

(就学等に関する規則の一部改正)

第1条 就学等に関する規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第10号中「印」を削る。

(伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

学校長 職 印	
------------	--

、 「及び印」 及び「印」を

削る。

様式第2号中「印」を削る。

(伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

(伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市奨学金支給条例施行規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(伊勢市立図書館規則の一部改正)

第5条 伊勢市立図書館規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

保護者 氏名	⑩	※ 申込者が小学生以下の場合は、保護者が記入し、及び押印してください。ただし、確認書類が提示され、本人又は保護者が記入する場合は、押印不要です。
-----------	---	--

」

を

「

保護者 氏名		※ 申込者が小学生以下の場合に記入してください。
-----------	--	--------------------------

」

に改める。

様式第3号中

「

フリガナ		団 体 印	
団体名	代表者名()		

」

を

フリガナ	
団体名	代表者名()

に改め、「※団体名の印がない時は代表者印でも可。」を削る。

(学校水泳プール管理・運営規則の一部改正)

第6条 学校水泳プール管理・運営規則（平成18年伊勢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び「※本書2通を提出してください。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市公舎管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第6号

伊勢市公舎管理規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市公舎管理規程の一部改正)

第1条 伊勢市公舎管理規程(平成17年伊勢市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(伊勢市公文例規程の一部改正)

第2条 伊勢市公文例規程(平成17年伊勢市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「㊟」を削る。

(伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第3条 伊勢市防災行政無線局管理運用規程(平成17年伊勢市訓令第30号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(伊勢市職員服務規程の一部改正)

第4条 伊勢市職員服務規程(平成17年伊勢市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「印」 を 「本人の確認」 に改める。

様式第2号中 「印」 を 「本人の確認」 に改める。

様式第3号中「※
本人印」を「※本人
の確認」に、「記入し、又は押印する」

を「記入する」に、「※
本人印」を「※
本人の
確認」に改める。

様式第3号の2中「※
本人印」を「※
本人の
確認」に、「記入し、又は押印
する」を「記入する」に改める。

様式第4号中「指定を行
う者の印」を「指定を行う
者の確認」に、「通 知
確認印」を
「通 知
の確認」に改める。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号中「所属
長印」を「所属
長の
確認」に、「従事
者印」を「従事
者の
確認」に

改める。

様式第9号中「印」を削る。

(伊勢市職員の職務発明等の取扱いに関する規程の一部改正)

第5条 伊勢市職員の職務発明等の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市

訓令第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後のそれぞれの訓令に定める様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年8月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会訓令第3号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市学校教職員安全衛生管理規程に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市学校教職員安全衛生管理規程に定める様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程等をここに公表する。

令和3年8月31日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

伊勢市消防本部訓令第2号

伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程の一部改正)

第1条 伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

(伊勢市消防職員任用規程の一部改正)

第2条 伊勢市消防職員任用規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(伊勢市消防職員教養規程の一部改正)

第3条 伊勢市消防職員教養規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

(伊勢市警防規程の一部改正)

第4条 伊勢市警防規程(令和2年伊勢市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

(伊勢市火災予防査察規程の一部改正)

第5条 伊勢市火災予防査察規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号中

<p>内容事項に疑義があるとき、又は勧告事項を改善したときは、 連絡してください。 (連絡先 電話 25—1268 消防本部予防課)</p>	<p>本書受領者 ⑩</p>	<p>を</p>
--	--------------------	----------

<p>内容事項に疑義があるとき、又は勧告事項を改善したときは、連絡してください。 (連絡先)</p>	<p>に</p>
---	----------

改める。

(伊勢市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規程の一部改正)

第6条 伊勢市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規程（令和元年伊勢市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号中「⑩」を削る。

(伊勢市火災調査規程の一部改正)

第7条 伊勢市火災調査規程（令和3年伊勢市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第19号中「印」を削る。

(伊勢市指定消防水利規程の一部改正)

第8条 伊勢市指定消防水利規程（平成29年伊勢市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「⑩」を削る。

(伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程の一部改正)

第9条 伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「⑩」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後のそれぞれの訓令に定める様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程

(伊勢市上水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 伊勢市上水道給水条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(伊勢市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 伊勢市公共下水道条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第1号の3中「㊦」及び(注)4を削る。

様式第2号、様式第4号、様式第7号から様式第14号までの規定、様式第16号から様式第18号までの規定及び様式第20号中「㊦」を削る。

様式第22号中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とする。

様式第24号及び様式第27号中「㊦」を削る。

(伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正)

第3条 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号までの規定中「㊦」を削る。

(伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号中「㊦」を削る。

(伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一部改正)

第5条 伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第6号及び様式第7号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前のそれぞれの規程に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後のそれぞれの規程に定める様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 144 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 3 年 8 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 8 月 30 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第 10 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定により、伊勢市教育長の職務を代理する者及びその期間を次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 25 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

- 1 教育長の職務を代理する者
伊勢市教育長職務代理者
教育委員会委員 鍋島 健二

- 2 教育長の職務を代理する期間
令和 3 年 8 月 26 日から当分の間

伊勢市教育委員会告示第 11 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 4 項及び教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則（平成 28 年伊勢市教育委員会規則第 2 号）の規定により、教育長職務代理者が行う職務のうち、伊勢市教育委員会の会議その他伊勢市教育委員会の議事の運営に関する事務及び伊勢市教育委員会公告式規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 5 号）に規定する公布等の事務を除き、伊勢市教育委員会事務局の事務部長に委任します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 鍋島 健二

1 職務の委任を受ける者

伊勢市教育委員会事務局

事務部長 鈴木 光代

2 職務の委任を受ける期間

令和 3 年 8 月 26 日から当分の間

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和3年9月12日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示します。

令和3年8月19日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和3年9月12日（日） 午後9時30分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市黒瀬町 562-13
学校法人 伊勢学園グループ
伊勢学園高等学校体育館 |

伊勢市選挙管理委員会告示第10号

伊勢市公職選挙執行規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月23日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

伊勢市公職選挙執行規程等の一部を改正する告示

(伊勢市公職選挙執行規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市公職選挙執行規程（平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 4 項及び第 30 条第 3 項中「記入して印を押し」を「記入し」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

選挙事務所設置（異動）届

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

設置者 住 所
氏 名

次のように選挙事務所を設置（異動）したので届け出ます。

選 挙	年執行 何 選挙
候 補 者 氏 名	
選挙事務所所在地	方 (電話)
設置（異動）年月日	
設置者住所氏名	
備 考	

備考

- 1 選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（数人あるときは、その代表者）でなければ設置することができないこと。
- 2 選挙事務所を設置したとき、又は選挙事務所に異動があったときは、市選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合の届には、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面及び推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面を添えること。
- 4 異動届の場合は、「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載すること。
- 5 候補者又はその推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

自動車又は船舶（拡声機）表示再交付申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

何候補者 氏 名

年執行 選挙における次の表示を紛失（破損）したので再交付願います。

表示番号	紛失年月日	紛失場所	紛失届をした警察署名及び年月日
(理 由)			

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人
が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限り
でない。

様式第5号の2を次のように改める。

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

選挙
候補者 氏 名

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第142条第1
項第6号の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

ビラの種類	頒布する枚数

計 種類

備考

- 1 この届出書は、ビラの見本（記載内容の異なるビラがある場合においては、その異なるごとにそれぞれ1枚）を添えること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この
限りでない。

様式第7号及び様式第9号中「㊟」を削る。

様式第12号を次のように改める。

出納責任者の選任(異動) 届書
 (出納責任者職務代行)

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

届出者 住 所

氏 名

公職選挙法第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

候 補 者 氏 名		立候補届出 年 月 日	. .
出納責任者	氏 名	生 年 月 日	. .
	住 所		
	職 業	選任年月日	. .
備 考			

備考

- 1 「第 条」の欄に選任届出は「180」、異動届出は「182」、職務代行届は「183」と記入すること。
- 2 候補者自身が出納責任者となったときも各欄に記入すること。
- 3 推薦届出者が出納責任者の選任者であるときは、選任について候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証する文書を添付すること。
- 4 異動の場合
 - (1) 「備考」欄に前任者の氏名、住所及び選任年月日を記入すること。
 - (2) 解任、辞任による届出には、解任、辞任を証する文書（解任書の写し等）を、又は推薦届出者が解任したときは、解任について候補者の承諾を得たことを証する文書を添付すること。
- 5 出納責任者職務代行者の届出の場合は、「備考」欄に事故又は欠けた出納責任者の氏名（出納責任者を選任した推薦届出者にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは、あわせてその氏名）並びに事故又は欠けたことの実況及び職務代行を始めた年月日を記入すること。
 職務代行者が職務代行をやめたときは、その理由及び職務代行をやめた年月日を記入すること。
- 6 出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第 15 号を次のように改める。

様式第15号（政談演説会開催届出書の様式）（第25条関係）

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

年執行伊勢市長選挙の政談演説会を、次のとおり開催したいから届け出ます。

年 月 日

政治団体名

事 務 所

代表者氏名

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

開 催 日 時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

交付番号 第 号

伊勢市選挙管理委員会 印

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第 18 号中「㊟」を削る。

様式第 20 号を次のように改める。

様式第20号（政治活動用ポスター検印票様式）（第30条関係）

第	号	政党その他の政治団体名
		検印責任者 氏 名
年 執行	伊勢市長選挙	
政治活動用ポスター検印票		
伊勢市選挙管理委員会 印		

検 印 月 日	検 印 ポ ス タ ー 一 枚 数	選 管 取 扱 者 印
計		1,000枚

備考 検印責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第 22 号及び様式第 23 号を次のように改める。

政治活動用ビラ届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

政治団体名
事務所
代表者氏名

年執行の伊勢市長選挙において、公職選挙法第201条の9第1項第6号の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

政党その他の政治団体名	
ビラを表示する記号	

計 種類

備考

- 1 この届出書は、ビラの見本を添えること。
- 2 ビラには、その表面に記号（政党その他の政治団体の名称、選挙の種類、ビラの種類番号等を表すもの）を記載しなければならないこと。
- 3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第23号（機関紙誌発行届出様式）（第32条関係）

政党の発行する機関紙誌届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

政治団体名

事務所

代表者氏名

年執行の伊勢市長選挙において、公職選挙法第201条の15第1項の規定の適用を受ける新聞紙（雑誌）として次のように届け出ます。

新聞紙(雑誌)名	
編集人氏名	
発行人氏名	
創刊年月日	
発行方法	
引き続いて発行されている期間	
備考	

備考

- 1 「備考」欄に1回の発行部数の概数を記載すること。
- 2 この届出書には、最近に発行された新聞紙又は雑誌を添えること。
- 3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（その1）

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(その2)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者

記

契約年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合
は、この限りではありません。

様式第2号（第2条関係）
（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者 選挙

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(その2)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前 回 ま だ の 累 積 枚 数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部改正)

第3条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程(平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名

住 所 （電話番号）

職 業

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定により、証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の枚数に関する事項

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

備考

- 1 この申請書は、申請者が候補者等の場合の様式である。
- 2 候補者とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する候補者等をいう。
- 3 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称
 代表者の氏名
 主たる事務所の
 所 在 地
 (電話番号)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定により、証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名
 住 所
 (電話番号)
 職 業
 公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数
伊勢市	
〃	
〃	
〃	
〃	
〃	

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は、枚です。

年 月 日

候補者等氏名

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

証票再交付申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名
（後援団体の名称）

住 所 （電話番号）
（代表者の氏名）

職 業
〔主たる事務所の
所在地〕 （電話番号）

年 月 日付けで政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定に基づき申請し、交付を受けた証票を、下記のように紛失（破損）したので同規程第3条の規定により再交付の申請をします。

記

- 1 紛失（破損）した事務所の所在地（紛失（破損）した場所）
- 2 紛失（破損）した証票の枚数及びその番号
- 3 紛失（破損）年月日
- 4 紛失届をした警察署名及び年月日
- 5 理由

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

選挙公報掲載申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会
委員長

住 所
候補者
氏 名

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により選挙公報に掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行の
選挙
- 2 掲載文（写真を含む。） 1通（別添）
- 3 候補者としての届出年月日
年 月 日

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限り
でない。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

選挙公報掲載修正・撤回申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会
委員長

住 所
候補者
氏 名

年 月 日に提出した選挙公報の掲載の申請を
修正
撤回
したいので申請
します。

備考

- 1 修正の場合は、修正した掲載文を添付すること。
- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人
が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この
限りでない。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する
規程の一部改正)

第5条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に
関する規程（平成21年伊勢市選挙管理委員会告示第16号）の一部を次の
ように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（第2条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 3 年 9 月 12 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示
場を別紙のとおり設置しました。

令和 3 年 8 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		伊勢市	
進修	伊勢市宇治館町183-1	駐車場(赤福)	1-1
進修	伊勢市宇治浦田1丁目1	神宮祭主職舎前北側	1-2
進修	伊勢市宇治中之切町 39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	1-3
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目10-25地先	市営宇治第4駐車場西側	1-4
進修	伊勢市宇治浦田 2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	1-5
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目20-19地先	滝倉団地 北側公園	1-6
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目21-15地先	清原鍔金前主要地方道 伊勢磯部線ガードレール	1-7
高麗広	伊勢市宇治今在家町 626地先	伊勢南勢線 永井橋付近	2-1
高麗広	伊勢市宇治今在家町 511	市立高麗広公民館入口	2-2
修道第1	伊勢市桜木町 121	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	3-1
修道第1	伊勢市桜木町 76-12	市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	3-2
修道第1	伊勢市中之町 63-3	古市参宮街道資料館付近 市道外宮内	3-3
修道第1	伊勢市中之町 232-41	中之町公園	3-4
修道第1	伊勢市中村町桜が丘 8地先	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	3-5
修道第1	伊勢市中村町桜が丘 100-50	桜ヶ丘公園南側	3-6
修道第2	伊勢市楠部町 38-3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	4-1
修道第2	伊勢市楠部町 48-22	市営庭球場駐車場フェンス	4-2
修道第2	伊勢市勢田町 814-6地先	株シモオカ設備向い側 市道古市岡本線ガードレール	4-3
修道第2	伊勢市勢田町 912-10	船江山団地公園	4-4
修道第2	伊勢市倭町 30-1地先	天理教三重教務支庁前 御幸道路沿い	4-5

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		設置場所	伊勢市
明倫第1	伊勢市尾上町 1-30地先	橋詰公園	5-1
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目12	岡本公園南向かい側市道岡本 岩渕1号線ガードレール	5-2
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目3-3	百五銀行伊勢支店前植込み	5-3
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	5-4
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目3-17地先	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	5-5
明倫第1	伊勢市藤里町 698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側主要 地方道伊勢磯部線ガードレール	5-6
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目3-19	真珠会館前フェンス	6-1
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目7-29	伊勢市役所本庁舎前南側	6-2
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目13-15	伊勢市観光文化会館前東側	6-3
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目7-11地先	岩渕公園	6-4
明倫第2	伊勢市岩渕 3丁目3-30地先	錦水橋東詰交差点付近 御幸道路沿いフェンス	6-5
明倫第2	伊勢市吹上 1丁目11-34地先	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	6-6
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目8-23地先	勢田川 桜橋西詰め南側フェン ス	6-7
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目2-13地先	中寺前公園東側	7-1
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目6-37	伊勢米穀企業組合倉庫南側	7-2
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目14-15地先	鶴辺公園西側	7-3
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目4-35地先	旭公園北側	7-4
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目16	勢田川 北新橋南詰め東側 ガードレール	7-5
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目3-26	河崎南側公民館前	7-6
有緝第2	伊勢市船江 2丁目3-2地先	有緝公園南側	8-1

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		伊勢市	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目16-19	ビレッジハウス船江 三重南集中管理事務所フェンス	8-2
有緝第2	伊勢市船江 2丁目12-5地先	築地公園西側	8-3
有緝第2	伊勢市船江 2丁目28-38	国土交通省桧尻川排水機場 横	8-4
有緝第2	伊勢市船江 1丁目3-18地先	船江公園南側	8-5
有緝第2	伊勢市船江 1丁目11-12地先	社前公園東側	8-6
有緝第3	伊勢市船江 3丁目8-20地先	的場児童公園南東側	9-1
有緝第3	伊勢市船江 3丁目3-8地先	三交バス船江バス停付近宇治山田港停車場線ガードレール	9-2
有緝第3	伊勢市船江 3丁目11-6地先	新道公園東側	9-3
有緝第3	伊勢市船江 4丁目29-4地先	さつき公園南側	9-4
有緝第3	伊勢市船江 3丁目16-51地先	ぎゅーとらハイジー店南向かい側ガードレール	9-5
有緝第3	伊勢市船江 4丁目7-46地先	エバーグリーン船江公園南側フェンス沿い	9-6
厚生第1	伊勢市一之木 1丁目3-6地先	須原大社東側	10-1
厚生第1	伊勢市一之木 2丁目11-18地先	中央公園北側	10-2
厚生第1	伊勢市一之木 3丁目19-9	小西酒店北向かい側駐車場	10-3
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目6-22地先	市道一之木ガードレール 桧尻川の橋南詰め	10-4
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目5-3	市立厚生中学校運動場西側フェンス	10-5
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目16-6地先	市道船江一之木線 河川沿いガードレール	10-6
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目2-7地先	J R・近鉄桜新道踏切主要地方道 鳥羽松阪線ガードレール	11-1
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目25-3地先	山本ビル北側駐車場	11-2
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目22-16地先	J R・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	11-3

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		伊勢市	伊勢市
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目26-26地先	立正校成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	11-4
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目11-22地先	宮後公園南側フェンス	11-5
厚生第3	伊勢市一志町 1-4	市立厚生小学校正門北側フェン ス	12-1
厚生第3	伊勢市一志町 5-1地先	外宮北御門前広場前	12-2
厚生第3	伊勢市八日市場町 13-35	市立伊勢図書館前植込み	12-3
厚生第3	伊勢市大世古 1丁目10-30	大豊和紙工業(株)西側	12-4
厚生第3	伊勢市大世古 4丁目2-13地先	大世古公園南側	12-5
厚生第3	伊勢市曾祢 1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	12-6
厚生第3	伊勢市曾祢 2丁目6-3地先	奥新町公園西側	12-7
早修	伊勢市曾祢 1丁目15-14地先	今之社公園北側	13-1
早修	伊勢市常磐 1丁目8-2地先	清之井公園西側	13-2
早修	伊勢市常磐 1丁目17-17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上り駅前	13-3
早修	伊勢市常磐 3丁目8-8	市民武道館東側	13-4
早修	伊勢市浦口 1丁目11-9地先	出口公園東側	13-5
早修	伊勢市浦口 2丁目13-15地先	浦口公園西側	13-6
早修	伊勢市浦口 3丁目1-29	法住院かさもり稲荷西側フェン ス	13-7
中島第1	伊勢市浦口 4丁目28-5	浦口団地フェンス	14-1
中島第1	伊勢市二俣 1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	14-2
中島第1	辻久留1丁目 15-24地先	秋葉山トンネル上フェンス	14-3
中島第1	伊勢市二俣 2丁目4-20地先	西口公園	14-4

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		設置場所	伊勢市
中島第1	伊勢市辻久留 2丁目8-7	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	14-5
中島第2	伊勢市中島 1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	15-1
中島第2	伊勢市中島 1丁目12	三交バス度会橋バス停東向かい 側市道浦口中島線ガードレール	15-2
中島第2	伊勢市中島 2丁目11	中部電力度会橋変電所南側市道 水路沿いガードレール	15-3
中島第2	伊勢市中島 2丁目6-6地先	小川公園東側	15-4
中島第2	伊勢市宮川 1丁目3-3地先	伊勢御菌高架橋下フェンス	15-5
中島第2	伊勢市宮川 2丁目4-48地先	千巻印刷産業(株) 駐車場	15-6
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目6-13地先	博多ラーメン hiro 北側空地	16-1
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目4-37	清水バス停付近フェンス (株鈴木内装付近)	16-2
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目3-17地先	(株鈴木内装付近)水路 市道宮川郷1号線ガードレール	16-3
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目12-72地先	三重済美学院駐車場 ※三交バス済美学院前	16-4
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目17-5	三重済美学院北東側フェンス	16-5
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目20-13地先	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	16-6
中島第3	伊勢市辻久留町 545-165	辻久留台第3公園	16-7
神社	伊勢市神社港 294	市立旧神社小学校北側フェンス	17-1
神社	伊勢市竹ヶ鼻町 100	市立港中学西側フェンス	17-2
神社	伊勢市小木町 538	三交バス ララパークバス停横	17-3
神社	伊勢市小木町 225	小木町公民館南向かい側公園	17-4
神社	伊勢市馬瀬町 1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	17-5
神社	伊勢市下野町 726-3	下野町公民館前	17-6

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		伊勢市	伊勢市
大湊	伊勢市大湊町 1118-194	市立旧大湊小学校西側フェンス	18-1
大湊	伊勢市大湊町 106-2地先	明神ポンプ場北側市道大湊15-1号線ガードレール	18-2
大湊	伊勢市大湊町 783-11	大湊町民会館前広場	18-3
大湊	伊勢市大湊町 656-2	(株) 鈴工前堀	18-4
大湊	伊勢市大湊町 413-2	三交バス西町バス停付細道(伊勢湾方面)奥 畑	18-5
大湊	伊勢市大湊町 264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール※大湊みどり苑入口付近	18-6
浜郷第1	伊勢市神久 1丁目5-5地先	寝起松公園内西側植込み	19-1
浜郷第1	伊勢市神田久志本町 1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	19-2
浜郷第1	伊勢市神久 2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所西側フェンス	19-3
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目2-6地先	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合北側畑	19-4
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目8-22地先	自性軒付近 水路横倉庫前空地	19-5
浜郷第1	伊勢市神久 3丁目6-15地先	神久町バス停付近伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	19-6
浜郷第1	伊勢市神久 6丁目5-8地先	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	19-7
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1648	市立浜郷小学校西側フェンス	20-1
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1718-4	黒瀬第1公園南側	20-2
浜郷第2	伊勢市田尻町 129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	20-3
浜郷第2	伊勢市田尻町 179	牟山中臣神社前	20-4
浜郷第2	伊勢市通町 1435	栄通神社前	20-5
浜郷第3	伊勢市一色町 1299-18地先	勢田川堤防沿い ※一色保育園付近	21-1
浜郷第3	伊勢市一色町 1649地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	21-2

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名	
		設置場所	伊勢市
浜郷第3	伊勢市一色町 1692-3地先	一色大橋東詰め県道宇治山田港 伊勢市停車場線ガードレール	21-3
浜郷第3	伊勢市一色町 1682	一色町公民館北側フェンス	21-4
浜郷第3	伊勢市一色町 1612	一色神社東側	21-5
宮本第1	伊勢市藤里町 582-1	ぎゅーとら藤里店 裏側方面柿畑東側	22-1
宮本第1	伊勢市藤里町 489-1	J A伊勢蓮台寺柿共同選果場前	22-2
宮本第1	伊勢市藤里町 145-2	ギャラリー大心館付近柿畑	22-3
宮本第1	伊勢市旭町 396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	22-4
宮本第1	伊勢市旭町 365-2	麵房柿右衛門南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	22-5
宮本第1	伊勢市旭町 53-1	旭団地付近 畑	22-6
宮本第1	伊勢市前山町 355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	22-7
宮本第1	伊勢市藤里町 1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	22-8
宮本第1	伊勢市前山町 1365地先	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	22-9
宮本第2	伊勢市大倉町 1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェ ンス	23-1
宮本第2	伊勢市大倉町 74-4	大倉バス停横 畑	23-2
宮本第2	伊勢市佐八町 2287	市立佐八小学校前フェンス	23-3
宮本第2	伊勢市佐八町 2129	佐八町公民館広場	23-4
宮本第2	伊勢市津村町 762-1	榊林イマニティ向かい側 畑	23-5
宮本第2	伊勢市津村町 482	津村町公民館広場	23-6
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 5436	丁塚古墳北公園西側	24-1
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	24-2

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 90	野依ふれあい公園入口付近	24-3
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(有タクミ付近)	24-4
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 6051	小川橋付近空地	24-5
豊浜第1	伊勢市植山町 486	植山町民会館南側フェンス	24-6
豊浜第1	伊勢市磯町 1033	磯町資源ごみステーション 西側空地	24-7
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1949-11	東豊浜魚市場西入口付近	25-1
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	25-2
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3707	ナリス化粧品横 倉庫前	25-3
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 299	市立豊浜東小学校東側フェンス	25-4
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 154地先	西条排水機場南西側	25-5
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	25-6
豊浜第2	伊勢市榎原町 594地先	市道榎原堤線(堤防)沿い ガードレール	25-7
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3224	漁協前バス停(豊北漁港方面) ブロック塀	25-8
北浜第1	伊勢市有滝町 2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	26-1
北浜第1	伊勢市有滝町 2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	26-2
北浜第1	伊勢市有滝町 2638	有滝町民会館前	26-3
北浜第1	伊勢市有滝町 2693	有滝老人クラブ西向かい側空地	26-4
北浜第1	伊勢市有滝町 2030地先	三芳電気商会北向かい側空地	26-5
北浜第1	伊勢市有滝町 2034	大雲寺付近(JA伊勢方面) ブロック塀内側	26-6
北浜第1	伊勢市有滝町 1557-1	ありたき農村公園	26-7

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第2	伊勢市村松町 3-1	北浜地区コミュニティセンター 西側	27-1
北浜第2	伊勢市村松町 4011-1	村松町民会館前	27-2
北浜第2	伊勢市村松町 435地先	仲由水産(株) 入口西側主要地方 道伊勢松阪線ガードレール	27-3
北浜第2	伊勢市村松町 1883-3	サンコーデンキ北浜店南側空地	27-4
北浜第2	伊勢市村松町 3840-2	村松町舟神龍宮南側	27-5
北浜第2	伊勢市村松町 3118地先	亀池排水機場東側	27-6
北浜第2	伊勢市村松町 3292	市立北浜小学校フェンス	27-7
北浜第3	伊勢市東大淀町 4158	東大淀口バス停西側主要地方道 伊勢松阪線ガードレール	28-1
北浜第3	伊勢市東大淀町 351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	28-2
北浜第3	伊勢市東大淀町 187-6	北村物産(株) 工場東側 畑	28-3
北浜第3	伊勢市村松町 1389-26	(株)エルモ横駐車場	28-4
北浜第3	伊勢市東大淀町 3868	J A伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	28-5
北浜第3	伊勢市柏町 623-2	柏町バス停近く空地	28-6
北浜第3	伊勢市柏町 762-5	柏団地入口案内板西向側空地	28-7
北浜第3	伊勢市東大淀町 103	東大淀公園フェンス	28-8
城田第1	伊勢市上地町 1767	上地町公民館前	29-1
城田第1	伊勢市上地町 1561-2	上地南バス停付近 畑	29-2
城田第1	伊勢市上地町 1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	29-3
城田第1	伊勢市上地町 3849-2	上地町中楽山公民館付近 畑	29-4
城田第1	伊勢市上地町 2937	中久保湯田野公民館前	29-5

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市町名			
		伊勢市	伊勢市		
城田第1	伊勢市上地町 3362-5	湯田野バス停付近	畑	29-6	
城田第1	伊勢市上地町 2525	（有）吉村工作所付近 ※六軒家第一 JR 踏切付近		29-7	
城田第2	伊勢市上地町 450-69	城田団地第1公園	フェンス	30-1	
城田第2	伊勢市栗野町 1235-1	栗野農業研修センター	北側	30-2	
城田第2	伊勢市中須町 186-1地先	市道中須3-4号線	ガードレール山保モータース付近	30-3	
城田第2	伊勢市中須町 40-1	中須バス停付近	空地	30-4	
城田第2	伊勢市中須町 1015-1	坂東口バス停付近	空地	30-5	
城田第2	伊勢市川端町 59	川端町公民館付近	空地	30-6	
城田第2	伊勢市川端町 312地先	東建設東側畑向かい側 市道伊勢玉城線	ガードレール	30-7	
四郷第1	伊勢市中村町 1681-1	中村公園		31-1	
四郷第1	伊勢市中村町 839-3	国道23号線月読宮前交差点南 側市道中村4号線	ガードレール	31-2	
四郷第1	伊勢市中村町 325-285	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園		31-3	
四郷第1	伊勢市楠部町 510-74	近鉄五十鈴川駅前	東側空地	31-4	
四郷第1	伊勢市楠部町 3158	緑が丘2号公園	西側	31-5	
四郷第1	伊勢市楠部町 1704-9	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横	空地	31-6	
四郷第1	伊勢市楠部町 1010-2	四郷小学校前バス停前	主要地方道鳥羽松阪線	ガードレール	31-7
四郷第1	伊勢市一字田町 524-6	一字田公民館		31-8	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1510-10地先	新朝熊橋南詰め	東側主要地方道鳥羽松阪線	ガードレール	32-1
四郷第2	伊勢市朝熊町 1066-1地先	水晶橋付近市道朝熊10-21 号線沿い	空地	32-2	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1548	近鉄朝熊駅前	ガード広場	32-3	

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第2	伊勢市朝熊町 1071-1地先	横橋南詰め東側市道朝熊27号 線河川沿いガードレール	32-4
四郷第2	伊勢市朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	32-5
四郷第2	伊勢市朝熊町 2653-4	市営住宅駐車場前フェンス	32-6
四郷第2	伊勢市朝熊町 2602-4	東工業所西向かい側空地	32-7
四郷第3	伊勢市鹿海町 701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	33-1
四郷第3	伊勢市鹿海町 994-1	鹿海町公民館前公園	33-2
四郷第3	伊勢市鹿海町 3430-85	杜の宮公園南側	33-3
四郷第3	伊勢市鹿海町 171-3	東鹿海バス停付近空地	33-4
四郷第3	伊勢市鹿海町 727-1	西鹿海バス停付近 田	33-5
沼木第1	伊勢市上野町 187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	34-1
沼木第1	伊勢市上野町 347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	34-2
沼木第1	伊勢市上野町 876-1	(旧)沼木中学校前バス停付近 畑	34-3
沼木第1	伊勢市上野町 1280	上野町 広岡バス停付近 塀	34-4
沼木第1	伊勢市上野町 2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	34-5
沼木第1	伊勢市上野町 1354-3	沼木地区コミュニティセンター 県道伊勢路伊勢線沿い空地	34-6
沼木第1	伊勢市上野町 3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	34-7
沼木第1	伊勢市上野町 1620-1	上野南バス停付近 空地(三角 地)	34-8
沼木第2	伊勢市円座町 1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	35-1
沼木第2	伊勢市円座町 1570	円座自治会館バス停付近 畑	35-2
沼木第2	伊勢市円座町 1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	35-3

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第2	伊勢市神菌町 1104	光徳寺前	35-4
沼木第2	伊勢市神菌町 435	神菌西バス停付近 空地	35-5
沼木第3	伊勢市横輪町 159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	36-1
沼木第3	伊勢市横輪町 330地先	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	36-2
沼木第3	伊勢市横輪町 598-4	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	36-3
沼木第3	伊勢市横輪町 319	桂林寺南向かい側空地	36-4
沼木第4	伊勢市矢持町下村 409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	37-1
沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲 415-4	県道横輪南勢線 矢持橋西詰め北側空地	37-2
沼木第4	伊勢市矢持町上村 301	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	37-3
沼木第4	伊勢市矢持町床木 272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	37-4
二見第1	伊勢市二見町松下 2025	松下区会所前公園フェンス沿	38-1
二見第1	伊勢市二見町松下 556-3	ごみ集積所西側	38-2
二見第1	伊勢市二見町江 589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ 前国道42号線江交差点北側	38-3
二見第1	伊勢市二見町江 696	江コミュニティセンター付近 堀	38-4
二見第1	伊勢市二見町江 682-17	江コミュニティセンター付近 堀(日の出橋付近)	38-5
二見第2	伊勢市二見町西 185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	39-1
二見第2	伊勢市二見町西 866	西コミュニティセンター	39-2
二見第2	伊勢市二見町西 828	(有)金谷工務店付近 堀	39-3
二見第2	伊勢市二見町西 1095-127	測量設計サーベバント(有)付近 ブロック堀	39-4
二見第2	伊勢市二見町今一色 3	旧今一色小学校前フェンス	39-5

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第2	伊勢市二見町今一色 155-6	三交バス 廣道バス停付近 塀	39-6
二見第2	伊勢市二見町今一色 874-436地先	三交バス 今一色バス停	39-7
二見第3	伊勢市二見町茶屋 420-1	伊勢市役所二見総合支所前	40-1
二見第3	伊勢市二見町茶屋 536-1	勢語庵付近 塀	40-2
二見第3	伊勢市二見町茶屋 111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	40-3
二見第3	伊勢市二見町三津 415-1	JR 参宮線鳥羽第二踏切南東側 畑	40-4
二見第3	伊勢市二見町三津 769	JR 踏み切り付近 塀	40-5
二見第3	伊勢市二見町荘 1287	荘公民館向側 塀	40-6
二見第3	伊勢市二見町荘 2068-1	市立二見浦保育園前フェンス	40-7
二見第4	伊勢市二見町山田原 173	山田原公民館前	41-1
二見第4	伊勢市二見町光の街 684-5	光の街公園入口信号機付近	41-2
二見第4	伊勢市二見町山田原 179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	41-3
二見第4	伊勢市二見町山田原 439	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	41-4
二見第4	伊勢市二見町溝口 403	山本医院付近 塀	41-5
二見第4	伊勢市二見町溝口 229-7	メゾン二見付近 塀	41-6
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	42-1
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	42-2
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	42-3
小俣第1	伊勢市小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	42-4
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1335	南本町公民館西側ユニチカ団地 南苑内公園フェンス	42-5

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第1	伊勢市小俣町本町 220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地	42-6
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	42-7
小俣第2	伊勢市小俣町元町 663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	43-1
小俣第2	伊勢市小俣町元町 769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	43-2
小俣第2	伊勢市小俣町元町 492	栄児童公園	43-3
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	43-4
小俣第2	伊勢市小俣町元町 202-1 地先	県道豊北港小俣線中小俣交差点 東ごみ集積所フェンス	43-5
小俣第2	伊勢市小俣町元町 381	若山公園フェンス	43-6
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	43-7
小俣第3	伊勢市小俣町相合 161	小俣浄化センター西側フェンス	44-1
小俣第3	伊勢市小俣町相合 494-1	新出公民館フェンス	44-2
小俣第3	伊勢市小俣町相合 750	市立小俣中学校体育館側フェ ンス	44-3
小俣第3	伊勢市小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス	44-4
小俣第3	伊勢市小俣町本町 768	上久保公園	44-5
小俣第3	伊勢市小俣町相合 997	(株)太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	44-6
小俣第4	伊勢市小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス	45-1
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス	45-2
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	45-3
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 554-1	湯田公民館	45-4
小俣第4	伊勢市小俣町新村 41 地先	おかげバス西新村公民館バス停 付近市道小俣26号線フェンス	45-5

ポスター掲示場設置場所一覧表
(令和3年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員補欠選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第4	伊勢市小俣町新村 427-3	東新村公園前フェンス	45-6
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	45-7
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	46-1
小俣第5	伊勢市小俣町明野 712-1	明野水源地前フェンス	46-2
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	46-3
小俣第5	伊勢市小俣町明野 685	ポリテクセンター伊勢	46-4
小俣第5	伊勢市野村町 5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	46-5
小俣第5	伊勢市小俣町明野 396	J A伊勢明野店南側フェンス	46-6
小俣第5	伊勢市小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	46-7
御薮第1	伊勢市御薮町高向 977-1	新高児童公園	47-1
御薮第1	伊勢市御薮町高向 2018	(株)松本薬品伊勢支店前	47-2
御薮第1	伊勢市御薮町高向 686-16	新高公民館前 塀	47-3
御薮第2	伊勢市御薮町高向 568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	48-1
御薮第2	伊勢市御薮町高向 2589-1	高向公民館	48-2
御薮第2	伊勢市御薮町高向 423	はじめハウス 塀	48-3
御薮第2	伊勢市御薮町高向 2155-2	高向西公園南西側フェンス	48-4
御薮第3	伊勢市御薮町長屋 2767	ハートプラザみその	49-1
御薮第3	伊勢市御薮町長屋 961-2	伊勢市役所御薮総合支所 庁舎東向かい側駐車場	49-2
御薮第3	伊勢市御薮町長屋 1074-9	市立御薮小学校	49-3
御薮第3	伊勢市御薮町長屋 2100-1	伊勢みそのショッピングセンタ ー北西側駐車場	49-4

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 3 年 8 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,104 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,532 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,063 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,188 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票管理者及び
その職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政
令 89 号）第 68 条の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省 略	竜田 節夫	省 略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 3 年 9 月 12 日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 62 条第 6 項の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 令和 3 年 9 月 9 日 (木) 午後 6 時 |
| 2 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所本庁舎東館 4 階
選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における投票所を別紙のとおり設けます
ので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

令和3年9月12日執行予定 三重県知事選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校図書室
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校校舎内
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校ワークスペース
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校会議室
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所（一之木ふれあいセンター隣）
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校校舎内
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地	旧伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	旧伊勢市立大湊小学校校舎内
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1648番地1	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校ランチルーム
23	宮本第2	佐八町2278番地12	伊勢市立佐八小学校ワークスペース
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校校舎内
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	栗野町472番地	伊勢市立城田中学校校舎内
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校校舎内
35	沼木第2	円座町1579番地	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町294番地	横輪公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

令和3年9月12日執行予定 三重県知事選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地2	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色3番地	旧伊勢市立今一色小学校校舎内
40	二見第3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第4	二見町山田原446番地1	五峰保育園
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校音楽室
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校図工室
46	小俣第5	野村町5番地3	小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第1	御菌町高向686番地8	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向2658番地1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條1173番地1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所本庁舎 岩渕 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所 二見総合支所 二見町茶屋 420 番地 1

小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 540 番地

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

ミタス伊勢期日前投票所 ミタス伊勢 船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

令和 3 年 8 月 27 日（金）～ 9 月 11 日（土）

二見期日前投票所及び小俣期日前投票所並びに御菌期日前投票所

令和 3 年 9 月 4 日（土）～ 9 月 11 日（土）

ミタス伊勢期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び
その職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令
(昭和 25 年政令第 89 号) 第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示
します。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	潮 崎 明 義	令和3年8月27日
省 略	里 中 綾 子	令和3年8月28日
省 略	橋 本 清 美	令和3年8月29日
省 略	潮 崎 明 義	令和3年8月30日
省 略	里 中 綾 子	令和3年8月31日
省 略	橋 本 清 美	令和3年9月1日
省 略	里 中 綾 子	令和3年9月2日
省 略	橋 本 清 美	令和3年9月3日
省 略	大 藪 記 三	令和3年9月4日
省 略	鈴 木 孝 明	令和3年9月5日
省 略	龍 田 洋	令和3年9月6日
省 略	中 野 榮 子	令和3年9月7日
省 略	堀 井 和 代	令和3年9月8日
省 略	作 田 貞 久	令和3年9月9日
省 略	柿 本 隆 宏	令和3年9月10日
省 略	龍 田 洋	令和3年9月11日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	山本 啓司	令和3年8月27日
省 略	橋本 香織	令和3年8月28日
省 略	森口 有紀	令和3年8月29日
省 略	浅倉 麻衣子	令和3年8月30日
省 略	小海途 真実	令和3年8月31日
省 略	須場 莉子	令和3年9月1日
省 略	山本 幸代	令和3年9月2日
省 略	永井 靖子	令和3年9月3日
省 略	苛原 泰子	令和3年9月4日
省 略	森 佳代	令和3年9月5日
省 略	中川 佳奈子	令和3年9月6日
省 略	中井 悠人	令和3年9月7日
省 略	山本 康平	令和3年9月8日
省 略	多田 栄二	令和3年9月9日
省 略	津田 幸寛	令和3年9月10日
省 略	井上 学	令和3年9月11日

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日	時間
省 略	森田 耕司	令和3年8月27日	8 : 30～20 : 00
省 略	塩井 孝	令和3年8月28日	8 : 30～20 : 00
省 略	辻村 修一	令和3年8月29日	8 : 30～20 : 00
省 略	中北 幸宏	令和3年8月30日	8 : 30～20 : 00
省 略	奥田 孝	令和3年8月31日	8 : 30～20 : 00
省 略	森田 耕司	令和3年9月1日	8 : 30～20 : 00
省 略	今井崎 正和	令和3年9月2日	8 : 30～20 : 00
省 略	奥田 孝	令和3年9月3日	8 : 30～20 : 00
省 略	塩井 孝	令和3年9月4日	8 : 30～20 : 00
省 略	辻村 修一	令和3年9月5日	8 : 30～20 : 00
省 略	福井 光生	令和3年9月6日	8 : 30～20 : 00
省 略	世古口 幸喜	令和3年9月7日	8 : 30～14 : 15
省 略	西田 均		14 : 15～20 : 00
省 略	中居 重春	令和3年9月8日	8 : 30～20 : 00
省 略	今井崎 正和	令和3年9月9日	8 : 30～20 : 00
省 略	中居 重春	令和3年9月10日	8 : 30～20 : 00
省 略	中東 松衛	令和3年9月11日	8 : 30～14 : 15
省 略	西田 均		14 : 15～20 : 00

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中世古 潤	令和3年8月27日
省 略	阪口 香苗	令和3年8月28日
省 略	南 達貴	令和3年8月29日
省 略	小仲 一輝	令和3年8月30日
省 略	宮本 幸夫	令和3年8月31日
省 略	伴 友弥	令和3年9月1日
省 略	西村 雄斗	令和3年9月2日
省 略	牧 真望	令和3年9月3日
省 略	山口 佳範	令和3年9月4日
省 略	中山 幸則	令和3年9月5日
省 略	岡野 友哉	令和3年9月6日
省 略	中川 章宏	令和3年9月7日
省 略	土屋 啓史	令和3年9月8日
省 略	三橋 俊由貴	令和3年9月9日
省 略	竹株 宏幸	令和3年9月10日
省 略	立花 健太	令和3年9月11日

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中川 雅司	令和3年8月27日
省 略	伊佐 良造	令和3年8月28日
省 略	小林 三保	令和3年8月29日
省 略	伊佐 良造	令和3年8月30日
省 略	中川 雅司	令和3年8月31日
省 略	小林 三保	令和3年9月1日
省 略	中川 雅司	令和3年9月2日
省 略	中川 雅司	令和3年9月3日
省 略	伊佐 良造	令和3年9月4日
省 略	小林 三保	令和3年9月5日
省 略	中川 雅司	令和3年9月6日
省 略	小林 三保	令和3年9月7日
省 略	伊佐 良造	令和3年9月8日
省 略	中川 雅司	令和3年9月9日
省 略	小林 三保	令和3年9月10日
省 略	中川 雅司	令和3年9月11日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	柴田 侑香	令和3年8月27日
省 略	前田 敦志	令和3年8月28日
省 略	藤原 宏之	令和3年8月29日
省 略	日置 純子	令和3年8月30日
省 略	水本 潔美	令和3年8月31日
省 略	柳原 正紀	令和3年9月1日
省 略	平野 真子	令和3年9月2日
省 略	佐波 正子	令和3年9月3日
省 略	山中 強	令和3年9月4日
省 略	中川 一雄	令和3年9月5日
省 略	山本 真里子	令和3年9月6日
省 略	西野 佐俊	令和3年9月7日
省 略	黒瀬 尚人	令和3年9月8日
省 略	立花 知晋	令和3年9月9日
省 略	梅森 裕	令和3年9月10日
省 略	松田 和裕	令和3年9月11日

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	三浦 徹	令和3年8月27日
省 略	黒田 晴久	令和3年8月28日
省 略	中井 三樹	令和3年8月29日
省 略	黒田 晴久	令和3年8月30日
省 略	中村 省三	令和3年8月31日
省 略	中井 三樹	令和3年9月1日
省 略	小崎 峰子	令和3年9月2日
省 略	中村 省三	令和3年9月3日
省 略	黒田 晴久	令和3年9月4日
省 略	三浦 徹	令和3年9月5日
省 略	小崎 峰子	令和3年9月6日
省 略	中村 省三	令和3年9月7日
省 略	中井 三樹	令和3年9月8日
省 略	小崎 峰子	令和3年9月9日
省 略	濱口 敏彦	令和3年9月10日
省 略	三浦 徹	令和3年9月11日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	鳥羽 凌雅	令和3年8月27日
省 略	下川 知行	令和3年8月28日
省 略	古川 貴俊	令和3年8月29日
省 略	世古 和記	令和3年8月30日
省 略	堀江 伸幸	令和3年8月31日
省 略	小川 浩	令和3年9月1日
省 略	山本 祐平	令和3年9月2日
省 略	中西 俊雄	令和3年9月3日
省 略	吉川 智	令和3年9月4日
省 略	永井 正浩	令和3年9月5日
省 略	林 大輔	令和3年9月6日
省 略	松井 裕一	令和3年9月7日
省 略	本田 慶一	令和3年9月8日
省 略	下村 真司	令和3年9月9日
省 略	津村 将彦	令和3年9月10日
省 略	大西 隆	令和3年9月11日

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
		令和3年8月27日
		令和3年8月28日
		令和3年8月29日
		令和3年8月30日
		令和3年8月31日
		令和3年9月1日
		令和3年9月2日
		令和3年9月3日
省 略	潮 崎 明 義	令和3年9月4日
省 略	里 中 綾 子	令和3年9月5日
省 略	橋 本 清 美	令和3年9月6日
省 略	橋 本 清 美	令和3年9月7日
省 略	里 中 綾 子	令和3年9月8日
省 略	潮 崎 明 義	令和3年9月9日
省 略	潮 崎 明 義	令和3年9月10日
省 略	橋 本 清 美	令和3年9月11日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
		令和3年8月27日
		令和3年8月28日
		令和3年8月29日
		令和3年8月30日
		令和3年8月31日
		令和3年9月1日
		令和3年9月2日
		令和3年9月3日
省 略	中村 益教	令和3年9月4日
省 略	西井 有希	令和3年9月5日
省 略	西川 善大	令和3年9月6日
省 略	倉井 伸也	令和3年9月7日
省 略	福田 智仁	令和3年9月8日
省 略	服部 正博	令和3年9月9日
省 略	中村 美帆	令和3年9月10日
省 略	井村 豊	令和3年9月11日

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

投票区	投票管理者住所	投票管理者氏名	職務代理人住所	職務代理人氏名
進修投票区	省略	米本 武俊	省略	中西 弘幸
高麗広投票区	省略	中村 哲也	省略	見並 卓也
修道第1投票区	省略	奥田 隆良	省略	近藤 知子
修道第2投票区	省略	東世古 幸久	省略	羽根 隆太
明倫第1投票区	省略	平見 典彦	省略	東條 正和
明倫第2投票区	省略	丸山 美幸	省略	神生 千恵子
有緝第1投票区	省略	西井 清子	省略	阿竹 信一
有緝第2投票区	省略	前村 俊和	省略	世古口 泰彦
有緝第3投票区	省略	南平 貫志	省略	阿竹 美津子
厚生第1投票区	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2投票区	省略	成川 誠	省略	八田 信
厚生第3投票区	省略	世古口 睦	省略	坂口 元美
早修投票区	省略	増田 研一郎	省略	井上 安里
中島第1投票区	省略	岩佐 香	省略	藤川 圭司
中島第2投票区	省略	森本 真成	省略	奥山 武史
中島第3投票区	省略	出口 昌司	省略	中川 要
神社投票区	省略	中村 昌弘	省略	野北 元昭
大湊投票区	省略	堀畑 智男	省略	南 裕之
浜郷第1投票区	省略	樋口 典子	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2投票区	省略	濱口 新	省略	福本 佳大
浜郷第3投票区	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1投票区	省略	木村 扶美夫	省略	井村 明弘
宮本第2投票区	省略	大西 隆	省略	山本 真史
豊浜第1投票区	省略	日置 幸美	省略	奥野 覚
豊浜第2投票区	省略	奥田 教行	省略	上村 静香
北浜第1投票区	省略	荒木 一彦	省略	中川 真知子
北浜第2投票区	省略	富岡 由紀	省略	中居 一晃
北浜第3投票区	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1投票区	省略	西井 道治	省略	中川 浩良
城田第2投票区	省略	小林 進	省略	西村 圭二
四郷第1投票区	省略	奥野 修司	省略	杉原 匠
四郷第2投票区	省略	上田 淳一	省略	太田 徹
四郷第3投票区	省略	小林 記子	省略	豊田 典久
沼木第1投票区	省略	鈴木 光代	省略	山下 智也
沼木第2投票区	省略	浦井 由紀恵	省略	柘植 健吾
沼木第3投票区	省略	松田 康	省略	伊藤 元樹
沼木第4投票区	省略	西尾 正美	省略	西澤 大介
二見第1投票区	省略	水谷 誠	省略	山本 佳典
二見第2投票区	省略	大井戸 清人	省略	藪木 茂生
二見第3投票区	省略	野中 孝彦	省略	尾西 学
二見第4投票区	省略	濱口 基久	省略	濱千代 雅章
小俣第1投票区	省略	太田 英明	省略	西山 公子
小俣第2投票区	省略	西山 早苗	省略	北村 文華
小俣第3投票区	省略	倉野 隆宏	省略	小林 正幸
小俣第4投票区	省略	前村 忍	省略	楠川 教寛
小俣第5投票区	省略	天満 徹	省略	野中 久司
御菌第1投票区	省略	林 歩	省略	佐々木 徹
御菌第2投票区	省略	北村 祥広	省略	北村 貴裕
御菌第3投票区	省略	中居 涉	省略	東浦 富美
御菌第4投票区	省略	谷 ともえ	省略	前村 裕紀

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり変更します。

令和 3 年 8 月 26 日 提出

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	南 達貴	令和3年8月29日
省 略	小仲 一輝	令和3年8月30日

変更後

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中山 幸則	令和3年8月29日
省 略	中村 益教	令和3年8月30日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	藤原 宏之	令和3年8月29日
省 略	水本 潔美	令和3年8月31日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中川 一雄	令和3年8月29日
省 略	佐波 正子	令和3年8月31日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 3 年 8 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 3 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町宮前の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市私道内公共下水道設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業告示第19号

伊勢市私道内公共下水道設置要綱等の一部を改正する告示

(伊勢市私道内公共下水道設置要綱の一部改正)

第1条 伊勢市私道内公共下水道設置要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「㊦」を削る。

(伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部改正)

第2条 伊勢市公共汚水ます等設置要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊦」を削る。

様式第3号中「㊦」及び(注)を削る。

(伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱の一部改正)

第3条 伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名
」に改める。

(伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱の一部改正)

第4条 伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市公告第 50 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 3 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第51号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和3年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	桜木町	柴犬	茶白	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和3年8月25日

3 抑留期限 令和3年9月3日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）